

平成27年度第2回広島県動物愛護管理推進協議会次第

日時：平成28年3月8日（火）

13:30～15:30

場所：県庁本館4階

広島海区漁業調整委員会委員室

1 開会挨拶

2 議 題

- (1) 平成27年度重点取組方針への取組状況について
- (2) 平成28年度重点取組方針について
- (3) 地域猫活動の推進について
- (4) 県動物愛護センターあり方検討会について

3 閉会挨拶

出席者名簿

区 分	所 属	役 職	氏 名
1 学識経験者	広島都市学園大学健康科学部	教授	田丸 政男
	広島市安佐動物公園 帝京科学大学	元園長 元教授	福本 幸夫
2 獣医師会	公益社団法人広島県獣医師会	常務理事	寺川 康彦
3 関係業界団体	広島県ペットショップ連合会	会長	沖本 秀和
4 動物愛護団体	公益社団法人日本愛玩動物協 会広島県支所	支所長	宮崎 誠
5 研究機関	広島県立総合技術研究所 保健環境センター	センター長	應和 卓治
6 地域住民	一般財団法人広島県環境保健 協会地域活動支援センター	センター長	上田 康二
7 関係行政機関	広島県健康福祉局 食品生活衛生課	課長	積山 宝
	広島県動物愛護センター	所長	藤井 光子
	広島市動物管理センター	所長	鈴木 裕子
	呉市動物愛護センター	所長	佐々木 一隆
	福山市動物愛護センター	所長	古賀 聖得

事務局	広島県健康福祉局 食品生活衛生課	食品衛生 担当監	土井 章三
		主幹	東久保 靖
		専門員	柳本 慎治

目 次

- (1) 平成27年度重点取組方針への取組状況について・・・P1
- (2) 平成28年度重点取組方針について・・・P3
- (3) 地域猫活動の推進について・・・P5
 - 広島県地域猫活動ガイドライン・・・P7
 - 広島市地域猫活動ガイドライン・・・P17
 - 呉市地域猫活動ガイドライン・・・P29
 - 福山市猫との共生ガイドライン・・・P37
- (4) 県動物愛護センターあり方検討会について・・・P57

平成27年度重点取組方針への取組状況

自治体	取組	平成27年度重点取組方針	これまでの取組状況
県	動物の遺棄防止の推進	動物の遺棄を未然に防止するため、市町から捨て犬・捨て猫が多い場所を情報収集し、その場所に遺棄防止のポスター（環境省が作成したものを基本に広島県警と連名として作成）を掲示していく。また、市町の窓口、愛護団体、愛護推進員、動物取扱業者及び動物病院には獣医師会を通じ掲示の協力を依頼し遺棄防止を図る。	市町、愛護団体、愛護推進員及び動物取扱業者等に対して遺棄防止ポスターの掲示について協力を依頼するとともに、当所のHPにこのポスターを掲載し、遺棄が犯罪であることの周知を図った結果、市町及び警察等から遺棄情報が入っていない。ポスター配布 965枚
	「命を考える動物愛護教室」の推進	「動物とのふれあいを中心とした動物愛護教室」から「命を考える動物愛護教室」に重きを置きを増やしていく。特に、野良犬・野良猫の収容頭数が多き地域では、関連市町及び教育委員会に、現状の打開策として「命を考える動物愛護教室」の必要性を周知していく。	市町の担当課、教育委員会及び県教育委員会に動物愛護教室の実施について通知し、参加を呼びかけたところ、平成26年度（13回）と比較して平成27年度（17回、実施予定を含む）は実施回数が増加した。また、野良犬・野良猫の収容頭数が多い地域では、関連市町及び学校に対して訪問等を行い、「命を考える動物愛護教室」の必要性を説明した。参加した先生から「命について考える機会ができた、子供たちが動物の命も人の命も大切にしていきたいと考えようになった、次年度も実施したい。」と高評価であった。
	地域における野良猫対策の推進	野良猫による糞尿被害等の苦情に対応するため、その解決方法の1つとして「地域猫活動」を普及啓発していく。そのためには、モデル地区におけるモデル事業を基本にガイドラインを作成し、これを基に野良猫による苦情が多い地域において「地域猫活動」を周知していく。	平成27年11月30日に地域猫活動ガイドラインを策定し、市町、獣医師会及び動物愛護推進員等に周知した。また、地域住民には、県のHPへの掲載による周知のほか、猫による苦情対応時には「地域猫活動ガイドライン」の説明を行った。現在、1地区で実施中であり、2地区で準備中である。
広島市	譲渡の推進	動物愛護団体と連携し、引き続き定期的に休日譲渡会を実施するとともに、民間イベント等を活用した譲渡会を積極的に開催する。	動物愛護団体の協力の下、譲渡適性の向上のためにセンター収容犬のしつけ・ふれあいを行い、2か月に1度のペースで休日譲渡会を実施するとともに、民間イベント等を活用した譲渡会にもセンター収容犬を出品した。その結果、犬の個人譲渡数が26頭（H26年1月まで）から41頭（H27年1月まで）と大幅に増加した。
	動物愛護教育等の推進	問題行動を原因とする犬の飼養放棄を防止するため、民間の訓練士を活用した「犬のしつけ方教室」を積極的に開催する。小学校等に動物愛護教室について情報提供し、関係団体と連携して出前教室の普及を図る。	民間の訓練士を活用した「犬のしつけ方教室」を年間8回開催する予定である（6回実施済み）。今年度は、屋外で飼い犬同伴の教室を中心に開催し、実践的な指導を行うことができた。小学校向けの動物愛護教室をセンターで1回開催した。関係団体と連携した「いのちの教室」について中学・高校に情報提供を行い、中学校3校からの依頼により、出前教室を開催した。実施校からは高い評価を受け、受講した生徒からセンターでのボランティア体験の申し込みがあった。
	地域猫活動の推進	センターがTNRを実施した町内会を引き続き支援し、この実績をもとにガイドラインを作成する。町内会の担当部署等を通じて町内会に地域猫活動について情報提供を行い、取り組みを決定した町内会には、動物愛護団体と協力してTNR等の支援を積極的に実施していく。	地域猫活動について、公衆衛生推進協議会を通じて町内会へ周知を図り、市民から野良猫の苦情相談を受けた際に積極的に説明を行ってきた。その結果、取り組みを決定した町内会には83町内会にのぼり、動物愛護団体による捕獲搬送の協力を得ながら、350頭のTNRを終えている。（H26年1月末現在）

自治体	取組	平成27年度重点取組方針	これまでの取組状況
呉市	<p>団体譲渡の推進</p> <p>地域猫活動の推進</p> <p>いのちの教室の推進</p>	<p>動物愛護団体等のボランティアと連携し、団体等への譲渡を積極的に行う。</p> <p>住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫活動を推進する。</p> <p>中学生・高等学生を対象とした、動物の命の大切さをテーマとした「いのちの教室」の開催を推進する。</p>	<p>今年度から団体譲渡を開始し、個人ボランティアに加え、動物愛護団体も団体譲渡に加わり、猫については、譲渡数が増加し、処分数が減少した。</p> <p>地域猫活動ガイドラインを策定し、野良猫苦情の多い地域に対し、地域猫活動の説明を行い周知に努めているが、1カ所実施後新たに地域猫活動に取り組みまでに至っていない。</p> <p>今年度から動物愛護団体からの講師派遣で開催。中学校3校で「いのちの教室」を開催し、動物の命の大切さについて考える機会を与えられた。その結果、生徒が動物愛護センターから子犬の譲渡を受けたり、センターでのボランティアへの参加につながった。</p>
福山市	<p>譲渡事業の充実</p> <p>命の授業実施</p> <p>地域猫活動の実施</p>	<p>乳飲み子ボランティア・カットボランティア・動物愛護団体との連携</p> <p>成犬の場合、譲渡先が見つかると基本的なしつけを行う。</p> <p>現在保育園・幼稚園でふれあいを中心に動物愛護行室をおこなっているが、小学校高学年以上を対象にした「命の授業」の実施</p> <p>現在猫のエイヤりさんから「地域猫活動」に関しての問い合わせがあり、センターに來所してもらい「地域猫活動」の説明及び情報収集を行っている、これに基づき地域指定し手術を実施する。</p>	<p>団体登録者10件（愛護団体2件、個人8件）登録、センターに搬入された犬猫の状態及び譲渡の可能性などを一人の団体登録者に送信する</p> <p>譲渡犬161頭（92頭）、譲渡猫182匹（54匹）</p> <p>12月末数値（ ）は団体譲渡</p> <p>乳飲み子は犬5頭、猫47匹譲渡</p> <p>成犬7頭カットボランティアに依頼しカット後譲渡</p> <p>市内全小学校（公立77校、私立3校）に案内状を配布</p> <p>小学校3校、一般2件実施（小学校1校は前年度実施校）</p> <p>5地区指定し31匹不妊去勢手術実施</p> <p>他3地区現在審議中（12月末日）</p>

平成28年度重点取組方針

自治体	取組	取組の内容
県	地域猫活動の推進	地域猫活動の普及について分かりやすいチラシを作成し、市町の窓口に配置等を依頼し、地域猫活動の普及に努める。また、飼い主不明の猫の引取り依頼者や野良猫の苦情者等に対し、地域猫活動について説明し、現地調査を行うこと等により、地域猫活動を推進する。
	野良犬対策協議会の設置の推進	設立済みの協議会の活動（野良犬に対する餌やり禁止、野良犬を保護するための餌付け等）の円滑な運営に協力する。また、野良犬の多い3市町に協議会の設立を推進し、野良犬による危害、苦情の解決を図る。
	「命を考える動物愛護教室」の推進	現在、市町の担当課、教育委員会及び県教育委員会に動物愛護教室の実施の依頼を行っているが、これに加え、20市町の公民館においても「命を考える動物愛護教室」を実施するように依頼するなど実施場所の拡大を図る。
広島市	譲渡の推進	動物愛護団体と連携し、引き続き2か月に一度のペースで休日譲渡会を実施するとともに、民間イベント等を活用した譲渡会に積極的に参加し、個人への譲渡数を増加させる。
	動物愛護教育等の推進	問題行動を原因とする犬の飼養放棄を防止するため、民間の訓練士を活用し、飼い犬同伴による実践的な「犬のしつけ方教室」を積極的に開催する。関係団体との協働により、小学校対象の「動物ふれあい教室」および中学・高校対象の「いのちの教室」の開催を推進する。
	地域猫活動の推進	活動中の町内会を引き続き支援していく。また、未実施の町内会には活動中の町内会の事例を紹介して取り組みを促し、動物愛護団体だけでなく、動物愛護推進員にも積極的に協力を要請して活動を推進する。
呉市	地域猫活動の推進	自治会等に対し地域猫活動についての情報提供を積極的に行い、地域猫活動の取組みに対して、不妊去勢手術の支援を行い、活動地域を増やす。
	いのちの教室の推進	中学生・高等学生を対象とした、動物の命の大切さをテーマとした「いのちの教室」の開催を推進し、実施校を増やす。
	譲渡の推進	動物愛護団体等のボランティアと連携し、個人及び団体等への譲渡を積極的に行い、譲渡数を増やす。
福山市	譲渡の推進	乳飲み子ボランティア、カットボランティア、団体譲渡登録者、動物愛護推進員と連携し譲渡を推進する。 飼育ボランティアの検討を行う
	命の授業の推進	小学校高学年以上を対象に「命の授業」の推進、特に小学校を中心に行い毎年実施できる小学校を模索する
	地域猫活動の推進	地域指定した地区の後追い調査及び支援の実施 猫の糞尿苦情から地域猫活動の推進

地域猫活動の推進について

地域猫活動 ガイドライン



広島県動物愛護センター

はじめてみませんか？ 地域猫活動を！！

野良猫を迷惑に思う人

- ・糞や尿による被害がある
- ・ゴミや花壇を荒らされる
- ・鳴き声がうるさい
- ・無責任な餌やりがいる
- ・次々に子猫が生まれ数が増えすぎて困っている

野良猫はいない方がいい

野良猫に手を差し伸べたい人

- ・不幸な猫を助けたい
- ・お腹を空かせてかわいそうなので餌をあげたい
- ・不妊手術をしてあげたいけれどお金がかかる

屋外で暮らす野良猫はかわいそう

数を減らしたい

みんなが考えていることは同じ！

これまで、野良猫(「所有者(飼い主)のいない猫」)については、糞尿による被害、子猫が産まれるなどの迷惑があっても、特に対策がありませんでした。

飼い猫であれば、飼い主に苦情を言うこともできますが、「所有者のいない猫」では苦情の持って行き場がなく、結局、迷惑に思う人は猫を憎んだり、猫に餌を与えている人とトラブルに発展することがあります。

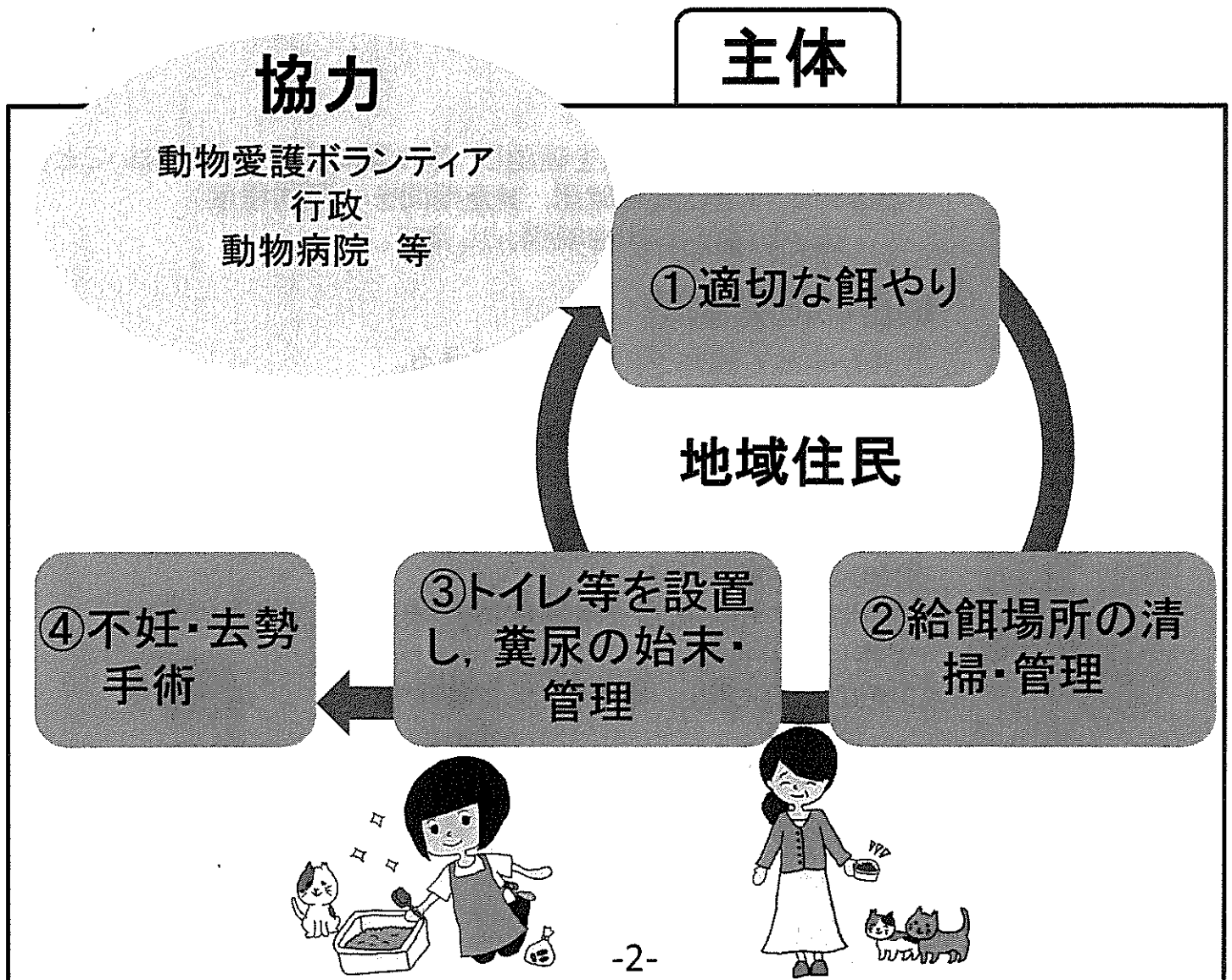
これは猫の問題というより、無責任に餌をやっている「人」や、ご近所づきあい等による「地域の環境」問題とも言えます。

その問題を地域猫活動で解決してみませんか

地域猫活動とは

野良猫「所有者のいない猫」は、もともと飼い猫であったものが一部の無責任な飼い主により捨てられたり、不妊去勢手術をせずに屋外飼育していることにより、外で子猫が産まれてしまい増えたりしたものです。飼い主が責任ある飼い方をすることはもちろんですが、野良猫を「排除する」のではなく、地域の中で「適正に管理する」ことで、地域住民との共生を図り、トラブル解決・環境改善を行っていく方法です。

広島県では、広島県動物愛護管理推進計画によって「地域猫活動」を推進しています！！



具体的にはどうすればいいの？

ステップ1

地域で、この活動の実施の合意をとる

- ①地域での協力者、代表者を選任する。
- ②会合等には、動物愛護ボランティアも参加する。
- ③この活動を行う旨を地域住民に回覧板で周知する。

ステップ2

飼い猫の飼育指導

- ①地域住民代表等が、猫の飼い主に対し室内飼育、所有者明示(首輪に迷子札をつける、あるいはマイクロチップの装着)を実施するように啓発する。

ステップ3

飼育管理のための準備

- ①地域住民が、餌を与える場所、時間、給餌する人を決める。
- ②猫のトイレの設置場所、清掃などの管理をする人を決める。
* 普段その地域で餌を与えている人と共に考えます。
- ③手術等の費用の確保をする。

ステップ4

生息数を確認

- ①餌を食べにくる猫の数を確認し、その猫に所有者がいないことを確認する(写真などで確認、調査期間を一週間程度)
→その猫たちを「地域猫」とします。

ステップ5

毎日の飼育管理

- ①決められた場所と時間に餌を与える。
- ②餌の管理・糞尿の処理・健康状態の確認する。
- ③地域住民は、飼養管理を行う際に地域を巡回し、適宜、環境美化行動を実施するとともに、猫が遺棄されないようにパトロールする。

ステップ6

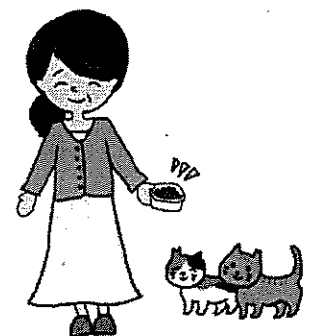
不妊去勢手術の実施

- ①地域猫を捕獲する。
- ②地域猫の不妊去勢手術を実施し、目印として片方の耳をV字にカットする。
- ③元の場所に戻し、地域猫として管理する。

ステップ7

飼育管理の継続

- ①毎日の飼育管理(ステップ5)を継続していく。



地域猫活動により期待される効果は？

1 周辺環境美化による効果

- * 猫の給餌場所、トイレの管理をすることで、糞尿被害が改善され周辺の美化が進みます。
- * 捨て猫等を防ぎます。

2 適切な餌やり(置き餌をしない)による効果

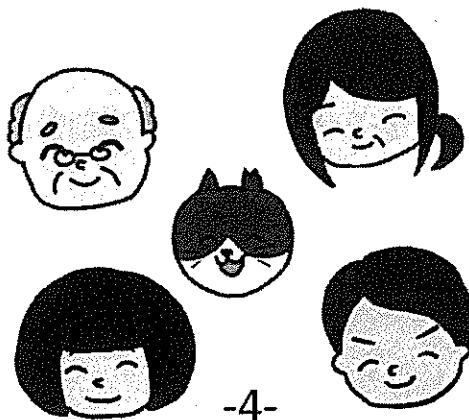
- * ゴミをあさることによる散乱がなくなり、カラスやネズミ等による被害を防ぎます。
- * トイレの清掃時間が一定の時間にできるようになります。
(食後約30分で排泄します。)

3 不妊・去勢手術による効果

- * 新たな猫の出産がなくなり、殺処分することなく徐々に数が減ります。
- * さかりの鳴き声がなくなります。
- * 尿の臭いが極端にうすくなります。

4 近所の理解による効果

- * 地域のコミュニケーションが活性化し、地域で動物を可愛がる気持ちが生まれます。



<参考>

それでも「今すぐ猫の迷惑を防ぎたい！」場合の対処法

1 猫が嫌がる臭いのものをまく。

◎「木酢液」「酢」「唐辛子」などを水で薄めたもの
500ccのペットボトルに「木酢液」を満たし、唐辛子を細かくしたものを10本分くらい入れて2～3日おいたものを原液とし、効果がなくなってしまう程度に水で10倍くらいに薄めて使用する。

◎塩素系消毒薬(漂白剤)溶液
原液を100倍程度に水で薄めて使う。

◎レモン・みかんの皮, コーヒーかす

◎ニコチン液

フィルターと紙をとってほぐしたタバコ5～6本分を、水の入った2リットルのペットボトルに入れて一晩おき、茶色になったタバコ液を、猫に來られて困っているところにまいておく。

2 猫が不快に感じるものを置く。

◎猫よけ用の砂利を敷く。
猫が嫌う角が尖っている小石でできている。

◎猫よけ用のシート(テープ)を猫の通り道に貼る。
雨や水に濡れたら貼りかえる。

◎猫の通り道に釣り糸やワイヤー等を10cm間隔程度に張っておく。
ひげ, 毛に触れるのを嫌がる。

◎超音波装置を設置する。

赤外線センサーで猫の動きをキャッチし、その動きに合わせて超音波を放射することにより猫を遠ざける。

地域猫活動Q & A

Q.エサはどうやって与えるの？

A.

エサを与える場所を決め、できるだけ同じ時間に与えます。水も与えてあげてください。

猫が食べ終わったら、残りのエサを片付けてください。

他の動物がこないようにするため、置き餌はしないでください。

Q.猫用トイレはどうやってつくる？

A.

猫は清潔好きで、砂ややわらかい土を好んでふん尿をする習性があります。できるだけまとまってさせるために次の点を考慮してトイレを設置してください。

- ①雨のかからないような乾いた場所を選びます。
- ②砂や土を少し盛り上げるようにしておきます。
- ③エサ場から少しはなれたところに、トイレを設けます。

具体的な方法としては、

- ・プランターに砂ややわらかい土を入れる。
- ・猫の通り道にトイレ砂をまく。 等があります。

猫は自分の臭いがついた場所にトイレをする習慣があります。一度、当該猫の糞をトイレに入れて臭いをつけることや、トイレに「またたび」を入れて猫に臭いをつけさせてもいいです。

こまめにトイレの清掃をしないと、他の場所でするようになってしまいます。このことで、地域もきれいな状態が保たれます。



Q.不妊・去勢手術をする費用はどうするの？

A.

猫の不妊・去勢手術をするためには、やはり手術代金を工面しなければなりません。

地域猫活動の取組みを進める中で、町内会・地域住民との話し合いで、募金等で協力を得ていきます。

Q.不妊・去勢手術をする時はどうやって保護する？

A.

猫は警戒心が強く、いざ保護しようとしてもなかなか上手に保護することができません。

数回に分けて保護、手術すると、猫同士のコミュニケーションで、警戒心がさらに強くなり保護できなくなるなどの問題が生じる可能性があるため、可能な限り短期間で保護する方が良いです。

保護はエサを与えている時間帯に行ってください。定期的にエサを与えていれば、その時間、その場所に猫は姿を現します。キャリーの扉を開けて、その中でエサを与えるようにする方法もあります。

保護する際には、動物愛護センターやボランティア団体に問い合わせをしてください。



地域猫活動ガイドライン

平成27年11月30日策定

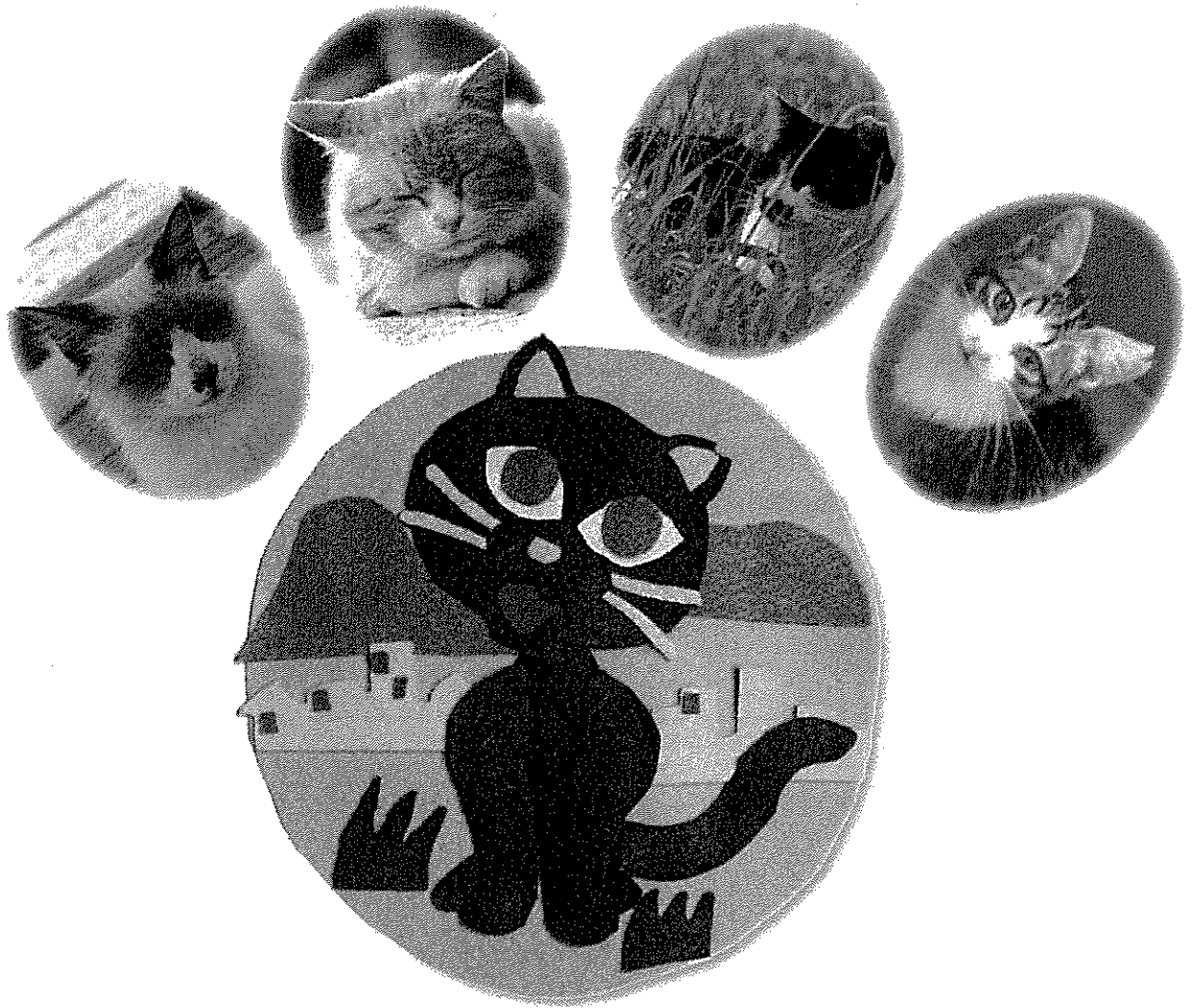
広島県動物愛護センター

〒729-0413 広島県三原市本郷町南方8915-2

TEL(0848)86-6511 FAX(0848)86-3720

広島市

地域猫活動ガイドライン



広島市動物管理センター
(平成28年2月)

はじめに

広島市には、近年、市民の方から猫に関する苦情が多く寄せられるようになりました。中でも、野良猫にエサを与える人がいるので、野良猫が子猫を産んで増えてしまい、家の敷地内にふん尿をされ悪臭がする、発情やケンカの鳴き声がうるさいなど、野良猫に関する苦情が最も多く、エサを与える人と住民がトラブルになっているケースもあります。

広島市動物管理センターには、年間約1300頭に上る猫が持ち込まれますが、その約7割は生まれたばかりの野良猫の子猫です。毎年猫の引取りを繰り返しても、地域の野良猫やその被害は一向に減る様子はなく、いくらエサを与える人に無責任なエサやりに対する指導を行っても、効果が見えない状況が続いていました。

そうした中、広島県内の平成23年度の犬猫の殺処分頭数が全国最多であったことが問題になり、その大部分を占める野良猫の引取り数を減らすことが急務となりました。そのため、野良猫を減らしながら被害の軽減が期待できる野良猫対策として国も推奨し、全国的に広がりを見せている「地域猫活動」の普及に広島県全体で取り組むことになりました。広島市では、平成26年12月から地域猫活動に取り組む町内会・自治会に対して野良猫の不妊去勢手術などの支援を開始しました。

このガイドラインは、地域に暮らすみなさんが、人と猫の関係について共通の理解と認識のもとに、民間団体や行政と協働して不幸な野良猫を減らし、「人と猫が共生できるまちづくり」を進めていただくことを目的に作成しました。

また、新たに不幸な野良猫をつくりださないために、地域のみなさんが家庭で猫を飼う際の参考にしていただければ幸いです。

野良猫によるふん尿被害、空き家などで生まれる子猫、猫が好きな人と嫌いな人とのトラブルなど、いま地域を悩ませていることの一つに野良猫問題があります。

野良猫に迷惑している人、かわいそうな猫がいて心を痛めている人、野良猫にエサをやっている人、それぞれ思いは異なりますが、共通するのは「野良猫を減らしたい」ことではないでしょうか。



1 地域猫活動とは？

地域にお住まいの皆さんが主体となり、野良猫に不妊去勢手術をするなど適切な管理を行って、野良猫の数を減らすことで野良猫問題を解決し、「住みよい地域」をつくるための活動です。

ポイント1：野良猫がいるということは、必ずお近くにエサを与える人がいます。しかし、エサをやってはいけないという法律はなく、迷惑になるからエサやりをやめてほしいといくら注意されても、隠れてエサをやるようになるだけで、これまでは一向に解決できませんでした。

2 野良猫にエサをやらなかったらいいのでは？

野良猫にエサを与える人がいなくなっても、猫は餓死するわけではなく、ゴミをあさったり、エサを求めて他の地域に移動するので、移動した地域の住民に迷惑をかけることとなります。

ポイント2：これまで動物管理センターでは、野良猫を引き取って処分していました(年間1000頭以上)。しかし、いったんいなくなっても、新たな猫が入ってきて繁殖して増え、すぐに元の状態に戻るため、被害は一向に減りません。

地域猫とは

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主がない猫。適切に管理することで、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

3 誰が活動するの？

活動を行おうとする、その地域にお住まいの皆さんが主体となって行います。

「こんなことを誰がするのか」「自分はしたくない」と思う人は少なくありません。

しかし、地域の中には「動物のためなら」「これ以上、野良猫が増えないなら」「住みよい地域になるなら」などと協力してくれる人はいます。

このような人を地域で募り、集まった人を中心に活動を始めていきます。当然、活動をうまく進めるためには、近所の人々の理解を得られるような配慮が必要です。

4 具体的には何をするの？

① 地域住民の理解を得る

地域猫の活動の実施には、周辺住民の理解が必要です。

理解のないまま一方的に活動すると、「無責任にエサを与えて猫が増えて困る」、「捕まえて虐待しているのではないか」と誤解され、人間同士のトラブルの原因になりかねません。

そのため、まず地域の人々に十分に趣旨を説明し、理解を得た上で活動を行う必要があります。

ポイント3：地域の合意を十分に得ずに、一部の方だけで、不妊去勢手術やふん尿の管理をしているケースがあります。この場合、熱心に活動していても地域に理解されずにトラブルになることがあります。

野良猫問題を解決するための活動であることを丁寧に説明し、被害にあってる方の苦情相談には真摯に対応しましょう。

② 猫の不妊去勢手術を行って、もとの場所に戻す。

野良猫問題は、野良猫が増えすぎたことによるものです。

猫は年に2～3回、1回に4～6頭の子猫を生むと言われていています。生まれた子猫も生後半年で子猫を産むようになります。

野良猫の数を減らすためには、不妊去勢手術が必要です。

ポイント4：野良猫は、交通事故や病気などにより寿命が4～5年と短く、地域猫活動がきちんと行われれば、徐々に猫の数が減ります。猫は手術をするとおとなしくなり、ケンカや発情の声が減り、強烈な尿の臭いも薄くなります。

★不妊去勢手術は、町内会・自治会から要請があれば、動物管理センターが実施します。

(別紙参照)

【支援のポイント】

申請された町内会等の地域にいる全ての野良猫に不妊去勢手術を行うことを目指します。全ての野良猫を手術することによって、エサを与える人がいくらエサをあげても野良猫が増えなくなります。猫の繁殖のスピードに負けないよう、できるだけ短期間に猫の手術を行う必要があります。

「なんで、せっかく捕まえたのに放すんだ。戻さないで処分してくれ。」と言われる方もいますが、その地域から猫がいなくなると、また新しい野良猫がやってきてしまい、被害は減りません。手術済みの野良猫をもとの場所に戻すのは、猫にその地域のテリトリーを守らせ、別の所からの野良猫の流入を防ぐという意味があります。

③ ふん尿の始末をする。

エサ場の周辺で地域の合意が得られた場所にトイレを設置します。

ポイント5：プランターなどに真砂や園芸用の土、マタタビの粉と猫のふんを入れておけば、猫がトイレと認識して使うようになります。その後は毎日、ふんの清掃をします。

(消臭用微生物等を使用すれば臭いを軽減できます。)



④ 適正なエサやり

エサを与える時間と場所を限定します。
食べ残しはすぐに片付け、置きエサは絶対にしないでください。

ポイント6：置きエサの臭いに釣られて、手術していない他所の猫やカラスが集まってくるかもしれないので、置きエサは禁止します。朝晩時間を決めて、猫の数だけお皿を準備し、食べ終わったらすぐに片付けます。こうして他所の猫やカラスが集まるのを防ぎます。

5 猫の飼い主さんをお願い

野良猫を増やさないために、飼い猫には、次のことを心がけて下さい。

- ① 外に出さず屋内飼育をする。
- ② 不妊去勢手術をする。
- ③ 首輪をして飼い主の表示をする。
- ④ 終生飼養をする（捨てない）。

ポイント7：いくら野良猫の手術をしても、不妊去勢手術をしていない飼い猫が外を出歩いていては地域猫活動の効果がありません。

飼い猫は、不妊去勢手術していないと、異性を求めて外に出たがり、野良猫を増やすもとなるので、オスもメスも手術が必要です。

猫は生涯、屋内飼育ができる動物です。飼い猫がふん尿被害の原因にならないよう屋内で飼いましょう。事故や感染症の防止にもなります。

6 動物管理センター（広島市）は、野良猫を捕獲しないのですか？

猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」によって愛護動物とされており、殺処分を目的に捕獲することはできません。

また、飼い主の都合で飼えなくなった飼い猫も、原則として引取りは行いません。

7 猫侵入防止器の貸出

そうはいつでも、ふん尿・いたずら被害にあっているのが今すぐなんとかしたい、という方のために、超音波で猫を寄せつけない器具の貸し出しを行っています。

数に限りがあり、すぐにお貸しできないことがありますので、お電話でお問い合わせください。

◎地域猫活動について詳しいことが知りたい方は、動物管理センターまでお問い合わせください。

お問い合わせ

広島市動物管理センター

〒730-0043 広島市中区富士見町 11 番 27 号

電話：082-243-6058

Fax：082-243-6276

E-mail：dobutsu@city.hiroshima.lg.jp



地域猫活動支援の流れ

次の手順で、地域猫活動を進めていきます。

1 町内会役員会等での説明会の実施

地域猫活動に興味をお持ちの町内会・自治会からのご要望があれば、動物管理センターの職員が、役員会などに出向いて、地域猫活動及びその支援の内容について説明します。

2 地域猫活動支援の申請

町内会・自治会で地域猫活動に取り組むことを決定したら、センターに支援申請書（別紙：様式1, 2）を提出します。

地域猫活動の具体的方法

3 地域猫活動の周知

回覧・ポスター等で地域の方に「地域猫活動を行うこと」をお知らせする。（1回目）
（別紙：回覧見本）

4 現地調査

町内会（役員、協力者など）、センター職員及び愛護団体が合同で、野良猫数、エサやり場所、問題点などを確認する。そのうえで、捕獲や搬送の方法等を決定する。

5 手術日の周知（随時実施する場合は省略）

回覧・ポスター等で地域の方に捕獲日・手術日をお知らせする。（2回目）

トラブル防止のために

- ・飼い猫は、捕獲日前日から外に出さないか、又は必ず首輪をつけてもらう。
- ・エサを与えている方に、捕獲日前日のエサやりを止めてもらう。
- ・すでに手術済みの野良猫がいる場合は、教えてもらう。

6 TNR（捕獲・手術・戻す）

手術前日 夕方からエサやりを中止して一晩絶食（術前はお腹を空っぽに）

手術日 捕獲（町内会または愛護団体）

↓
センターへ搬入（町内会または愛護団体）、手術（センターの獣医師）

↓
手術後の保管：現地またはセンター（手術当日は放さない。）

手術翌日 元いた場所に戻す。（知らない所に放さない。）

7 管理状況の報告

定期的にエサやり・トイレの状況、新たな猫がいかなどを確認し、センターに報告します（別紙：様式3）。あわせて、地域の方にも活動状況を回覧などでお知らせします。

8 効果判定

地域猫活動実施前の被害状況などをふまえて、町内会とセンター職員と一緒に活動の効果を判定します。

(別紙 回覧見本)

近隣のみなさまへ 平成 年 月 日

野良猫対策のお知らせ

_____町内会

現在、_____丁目_____付近で野良猫が____頭以上に増え、周辺に迷惑をかけている苦情が寄せられています。

これらの野良猫対策のため、当町内会で「地域猫活動」を行うこととしました。

「地域猫活動」とは、野良猫問題を地域の生活環境問題としてとらえ、住民・ボランティア・行政が協働で問題を解決する活動です

- 1 野良猫に不妊・去勢手術を行い、繁殖を制限し、1代限りとする。
- 2 ゴミあさりさせないよう時間を決めてエサを与え、片づけを行う。
- 3 猫用トイレなどを設置して、ふん尿の被害対策を行う。

野良猫の寿命は4～5年と短く、この活動を続けていくことで段々と猫の数が減り、ふん尿被害も減ってきます。今いる野良猫を駆除しても、他所からすぐに別の野良猫が流入してくるため、手術した野良猫にテリトリーを守らせ、他所からの流入を防ぎます。手術済みの猫は発情の鳴き声やケンカがなくなり、おしっこのおいも薄くなります。

「地域猫活動」に取り組む町内会には、広島市が手術等の支援を行います。

手術が終わった猫は、目印のために耳の先を小さくV字にカットして、元の場所に返します。

猫を捕獲して手術を実施する日は未定ですが、広島市動物管理センターと調整の上、随時行う予定です。



トラブル防止のため、以下のことにご協力をお願いいたします。

- 飼い猫は、外に出さないでください。どうしても外に出てしまう飼い猫には、必ず首輪を付けてください。
- すでに手術済の野良猫がいる場合は、お知らせください。
- エサを与えている方は、捕獲日前日のエサ中止など、お願いしたいことがありますので、連絡してください。

地域猫活動のために、エサの管理、猫トイレ設置・清掃に協力していただける方は、ご連絡ください。

皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ先（会長_____）

★野良猫を増やさないため、**飼い猫**は、不妊・去勢手術をして室内で飼いましょう。

(別紙 様式1)

年 月 日

広島市動物管理センター所長 あて

町内会または

自治会名

代表者

住所

電話番号

印

地域猫活動の支援要請について(依頼)

私たちの地域環境を改善するため、野良猫対策を行うこととしました。
については、動物管理センターの支援をお願いします。

活動申請地区

町内会・自治会名	住所の範囲 (地図の添付)

なお活動に際しては、以下のことを実施します。

1. 不妊去勢手術を実施することにより、野良猫の増加を抑制します。
2. エサやりの管理、エサ場の清掃を行います。
3. トイレの設置及び清掃を行い、ふん尿トラブルの防止に努めます。
4. 猫の飼い主に対する適切な飼い方(室内飼い、首輪等)についての啓発を行います。
5. 地域猫活動について地域住民へ周知し、また、トラブルへの対応を行います。

(別紙 様式2)

年 月 日

広島市動物管理センター所長 あて

町内会または

自治会名

代表者

住所

電話番号

印

地域猫活動の不妊・去勢手術に関する同意書

当地区は、広島市動物管理センター(以下「センター」という。)に「野良猫」の不妊去勢手術実施を希望し、下記の事項について同意します。

記

- 1 センター内で行う不妊去勢手術を実施する猫は、当地区が「地域猫」として管理するものに限ること。また、猫について、他者とトラブルが生じた場合は、当地区の活動組織が責任をもって解決すること。
- 2 猫に死亡及び後遺症等、不測の事態が生じた場合、センターは責任を負えないこと。
- 3 不妊去勢手術済であることを識別するための耳先カットを、麻酔下で施すこと(センターへの再持ち込みを防ぐことで、猫の無用なストレス負担をなくすため)。
- 4 不妊去勢手術を実施する日時等の連絡調整、および対象の猫の捕獲については、原則として当地区の活動組織が責任を持って行うこと。

(別紙 様式3)

地域猫活動報告書

町内会・自治会名 _____

平成 年 月 日

会長名 _____

1 現在の猫の状況

内容	把握している総数	手術済みの猫	未手術の猫
現在、地域にいる野良猫	頭	頭	頭
外飼いの飼い猫	頭	頭	頭

2 地域での活動

(1) エサ場の管理状況

① エサ場を把握していますか。(はい いいえ)

エサ場の数 ____箇所(エサやり宅 ____箇所、その他 ____箇所)

② 置きエサをしていませんか。(皿をその都度片づけられていますか。)

(はい いいえ 不明)

③ 時間を決めて、エサを与えていますか。

(はい いいえ 不明)

④ 問題点があれば
ご記入ください。

(2) トイレの設置状況

① トイレを設置していますか。(はい いいえ 不明)

トイレの数 ____箇所(エサやり宅 ____箇所 その他 ____箇所)

② トイレや周辺のふん尿を清掃していますか。

(はい いいえ 不明)

③ 問題点があれば
ご記入ください。

(3) 地域の協力者の状況

① 協力的なエサを与える人はいますか。(はい(____名) いいえ 不明)

② エサを与える人以外で町内の協力者はいますか。

(はい(____名) いいえ 不明)

(4) 苦情等

① 地域猫活動について、苦情がありましたか。(ある(__ 件) ない)

苦情内容	}
その対応は	

② 新たな野良猫はいますか。 (いる(__ 頭) いない 不明)

③ 子猫は生まれてますか。 (生まれてる(__ 頭) いない 不明)

④ 捨て猫はいませんか。 (いる(__ 頭) いない 不明)

(5) 効果

① 被害は減りましたか。

鳴き声 (減った 変わらない 不明)

ふん尿 (減った 変わらない 不明)

エサ等の放置 (減った 変わらない 不明)

エサを与える人とのトラブル (減った 変わらない 不明)

② 手術実施状況および活動状況を町内に周知しましたか。

(はい いいえ)

③ 町内の方の反応はどうですか。

(好意的 やや好意的 あまり好意的ではない 好意的ではない 不明)

具体的に {

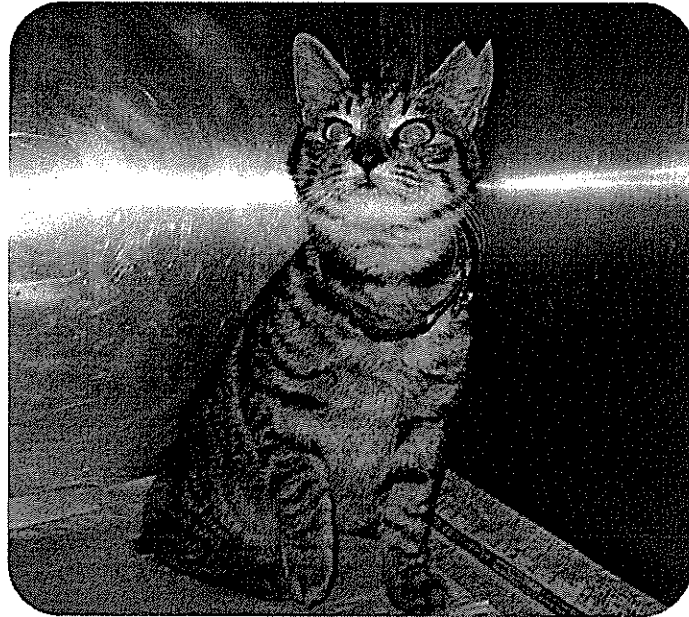
その他、自由にご意見・ご要望をお書きください。

(困っていること、良かったこと、今後の取組についてのご意見など)

{

呉市

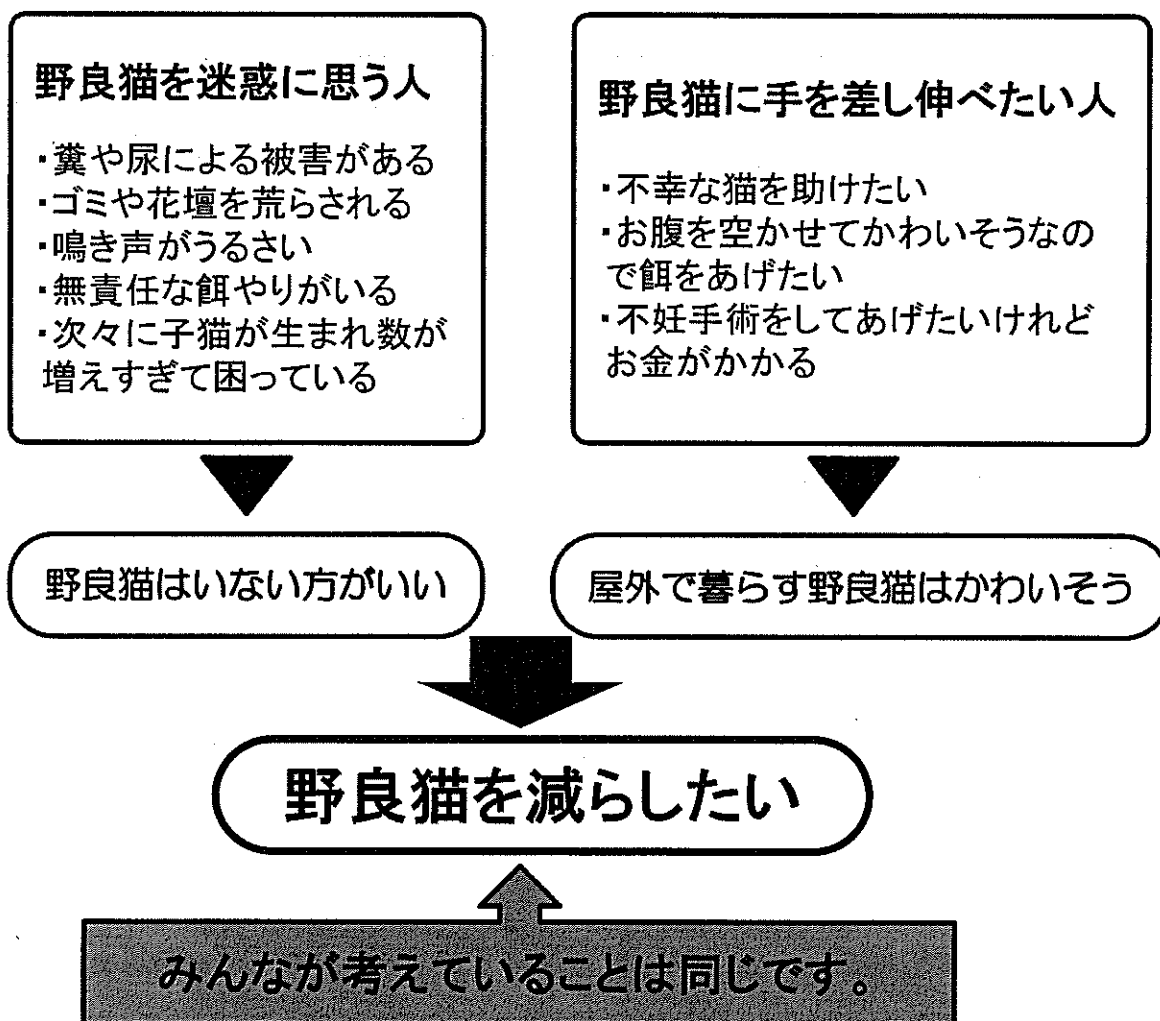
地域猫活動 ガイドライン



呉市動物愛護センター

(平成28年2月)

はじめてみませんか？ 地域猫活動を！！



これまで、野良猫(「所有者(飼い主)のいない猫」)については、糞尿による被害、子猫が産まれるなどの迷惑があっても、特に対策がありませんでした。

飼い猫であれば、飼い主に苦情を言うこともできますが、「所有者のいない猫」では苦情の持って行き場がなく、結局、迷惑に思う人は猫を憎んだり、猫に餌を与えている人とトラブルに発展することがあります。

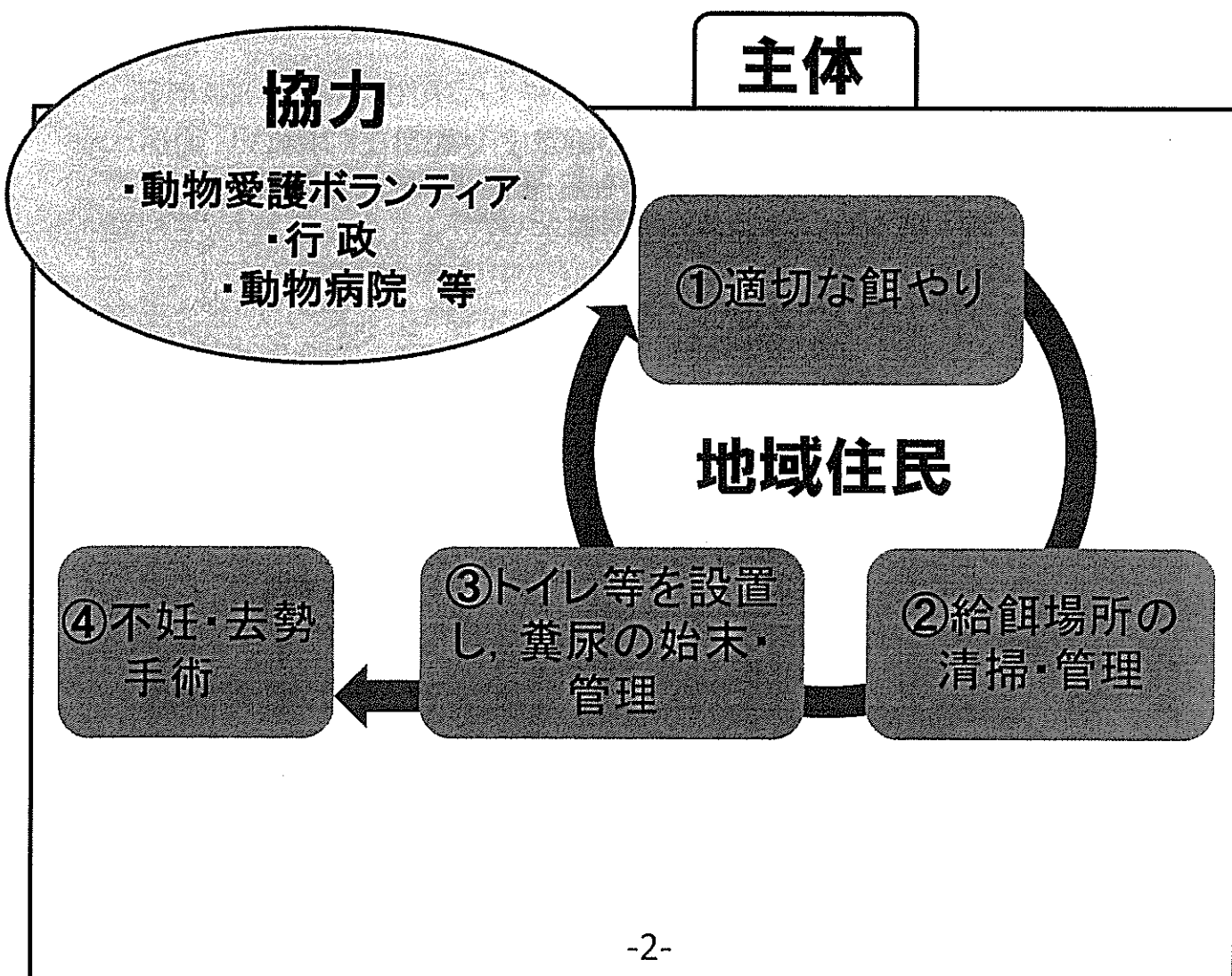
これは猫の問題というより、無責任に餌をやっている「人」や、ご近所付き合い等による「地域の環境」問題とも言えます。

その問題を「地域猫活動」で解決してみませんか

地域猫活動とは

野良猫(所有者のいない猫)は、もともと飼い猫であったものが一部の無責任な飼い主により捨てられたり、不妊去勢手術をせずに屋外飼育していることにより、外で子猫が産まれてしまい増えたりしたものです。飼い主が責任ある飼い方をするのはもちろんですが、野良猫を「排除する」のではなく、地域の中で「適正に管理する」ことで、地域住民との共生を図り、トラブル解決・環境改善を行っていく方法です。

呉市では、広島県動物愛護管理推進計画によって「地域猫活動」を推進しています！！



具体的にはどうすればいいの？

ステップ1

地域で、この活動の実施の合意をとる

- ①地域での協力者、代表者を選任する。
- ②会合等には、動物愛護ボランティアも参加する。
- ③この活動を行う旨を地域住民に回覧板等で周知する。

ステップ2

飼い猫の飼育指導

- ①地域住民代表等が、猫の飼い主に対し室内飼育、所有者明示(首輪に迷子札をつける、あるいはマイクロチップの装着)を実施するように啓発する。

ステップ3

飼育管理のための準備

- ①地域住民が、餌を与える場所、時間、給餌する人を決める。
- ②猫のトイレの設置場所、清掃などの管理をする人を決める。
* 普段その地域で餌を与えている人と共に考えます。

ステップ4

生息数を確認

- ①餌を食べにくる猫の数を確認し、その猫に所有者がいないことを確認する。(写真などで確認、調査期間を1週間程度)
→ その猫たちを「地域猫」とします。

ステップ5

毎日の飼育管理

- ①決められた場所と時間に餌を与える。食べ終わったらすぐに片付ける。(置き餌はしない。)
- ②餌の管理・糞尿の処理・健康状態の確認。
- ③地域住民は、飼育管理を行う際に地域を巡回し、適宜、環境美化行動を実施するとともに、猫が遺棄されないようにパトロールする。

ステップ6

不妊去勢手術の実施

- ①地域猫を捕獲する。
- ②地域猫の不妊去勢手術を実施し(原則、呉市が実施します。)、目印として片方の耳をV字にカットする。
- ③元の場所に戻し、「地域猫」として管理する。

ステップ7

飼育管理の継続

- ①毎日の飼育管理(ステップ5)を継続していく。
- ②活動について定期的に地域に周知する。

地域猫活動により期待される効果は？

1 周辺環境美化による効果

- * 猫の給餌場所、トイレの管理をすることで、糞尿被害が改善され周辺の美化が進みます。
- * 捨て猫等を防ぎます。

2 適切な餌やり(置き餌をしない)による効果

- * ゴミをあさることによる散乱がなくなり、カラスやネズミ等による被害を防ぎます。
- * 周辺から他の地区の猫が集まって来なくなります。
- * トイレの清掃時間が一定の時間にできるようになります。
(食後約30分で排泄します。)

3 不妊・去勢手術による効果

- * 新たな猫の出産がなくなり、殺処分することなく徐々に数が減ります。
(野良猫は交通事故や病気などにより、寿命は4～5年といわれています。)
- * おとなしくなって、ケンカが減り、さかりの鳴き声がなくなります。
- * 尿の臭いが極端にうすくなります。

4 近所の理解による効果

- * 地域のコミュニケーションが活性化し、地域で動物を可愛がる気持ちが生れます。

地域猫活動 Q&A

Q.エサはどうやって与えるの？

A. エサを与える場所を決め、できるだけ同じ時間に与えます。
水も与えてあげてください。

猫が食べ終わったら、すぐに残ったエサを片付けてください。
他の動物がこないようにするため、置き餌はしないてください。

Q.猫用トイレはどうやってつくるの？

A. 猫は清潔好きで、砂ややわらかい土を好んでふん尿をする習性があります。できるだけまとまってさせるために次の点を考慮してトイレを設置してください。

- ①雨のかからないような乾いた場所を選びます。
- ②砂や土を少し盛り上げるようにしておきます。
- ③エサ場から少しはなれたところに、トイレを設けます。

具体的な方法としては、

- ・プランターに砂ややわらかい土を入れる。
- ・猫の通り道にトイレ砂をまく。等があります。

猫は自分の臭いがついた場所にトイレをする習慣があります。一度、当該猫の糞をトイレに入れて臭いをつけることや、トイレに「またたび」を入れて猫に臭いをつけさせてもいいです。

こまめにトイレの清掃をしないと、他の場所でするようになってしまいます。このことで、地域もきれいな状態が保たれます。

Q.不妊・去勢手術をする時はどうやって保護するの？

A. 猫は警戒心が強く、いざ保護しようとしてもなかなか上手に保護することができません。

数回に分けて保護、手術すると、猫同士のコミュニケーションで、警戒心がさらに強くなり保護できなくなるなどの問題が生じる可能性があるため、可能な限り短期間で保護する方が良いでしょう。

保護はエサを与えている時間帯に行ってください。定期的にエサを与えていれば、その時間、その場所に猫は姿を現します。キャリーの扉を開けて、その中でエサに与えるようにする方法もあります。

保護する際には、動物愛護センターやボランティア団体に問い合わせをしてください。

呉市 地域猫活動ガイドライン

平成28年 2月25日策定

呉市動物愛護センター

〒737-0161 呉市郷原町2380-319

TEL(0823)70-3711 FAX (0823)70-3712

福山市猫との共生ガイドライン

はじめに

少子高齢化社会の到来，都市化による地域の結びつきの希薄化などが進む中，心のやすらぎを求めて，ペット（猫）を飼う人が増えています。平成 25 年環境省告示第 82 号「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」では，猫の飼い主は屋内飼養に努めること，屋内飼養によらない場合は，ふん尿・鳴き声など周辺住民の迷惑にならないよう飼養し，不妊・去勢手術を行うよう明記されています。

猫の飼育に伴う隣近所への迷惑などの問題については，これまで，飼い主はもとより，広く市民に対しても適正飼育の啓発に努めてきましたが，依然として，猫が庭や花壇にふんをして困る，鳴き声がうるさいなどの苦情が数多く寄せられているほか，本市における犬・猫の殺処分数の大多数は猫が占めているのが現状です。

こうした問題の多くは，不適正な猫の飼い方によるものですが，飼い主のいない猫への無責任な給餌も一因となっています。飼い主のいない猫の問題に対して，他都市などでは，「地域猫活動*」という考え方を導入することで，これらの問題の解決に一定の効果を与えています。

* 地域猫活動

横浜市など，猫問題対策として実施されている活動。

住民の理解を得た上で，ボランティアグループなどが，屋外で生活する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し，トイレやエサやりの時間などを決めて世話をするなど，一定のルールに従い，猫を一代限りで飼育するもの。

目次

1	目的	1
2	基本的な考え方	1
3	定義	1
4	飼い主の心構え	2
5	地域猫の世話をする方（または地域）の心構え	6
6	猫の問題解決のために福山市動物愛護センターで行っていること	9
参考資料		
	猫由来の感染症（人畜共通感染症）	10
	猫の感染症	11
	家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抄）	13

1 目的

このガイドラインは、飼い猫の正しい飼い方や飼い主責任などを明確にするとともに、飼い主のいない猫について「地域猫活動」の考え方を導入し、猫の適正飼育や動物愛護への理解を普及促進することで、人と猫との調和のとれた共生社会を実現することを目的としています。

2 基本的な考え方

飼い猫の適正な飼育方法、飼い主の責任などを具体的に示すことで、苦情や飼い主のいない猫の減少を図ります。飼い主のいない猫については「地域猫活動」の考え方を導入し、その結果として猫の殺処分数や、猫に関する苦情を減少させます。また、猫への理解を深めることにより、市民に対し、動物すべてを命あるものとして動物愛護の意識を高め、動物虐待や遺棄などをなくしていきます。

3 定義

(1) 飼い猫

- ・うち猫 特定の飼い主により、屋内で飼育されている猫
- ・そと猫 特定の飼い主により、屋外で飼育されている猫、または屋外に出ることもある猫

(2) 地域猫

屋外で生活しているが、周辺住民の理解を得た上で、ボランティアグループなどによって不妊去勢手術を施され、トイレやエサやりの時間など決められた一定のルールに従って、一代限りで飼育される猫。

(3) 飼い主

猫の所有者または占有者

4 飼い主の心構え

飼い主は、次のことに留意して、猫を飼育しましょう。

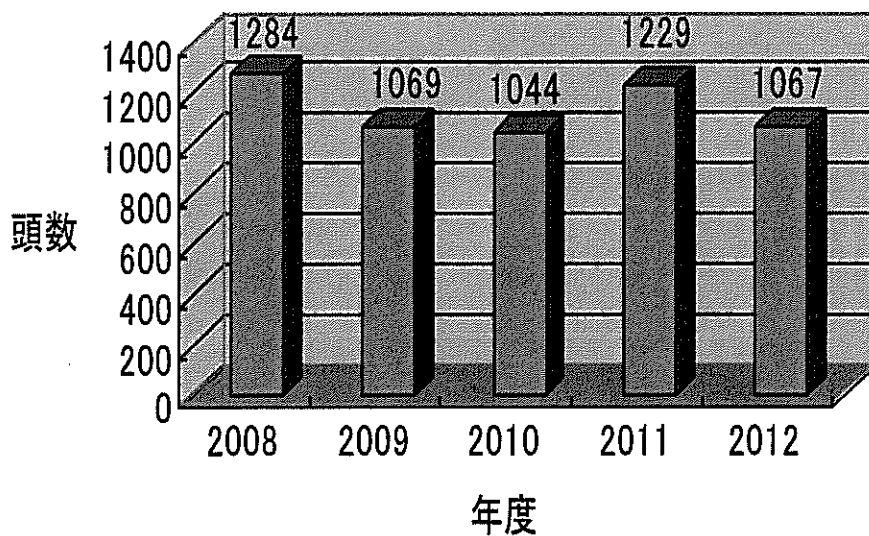
一次の内容は、動物愛護管理法第7条第4項の規定に基づく環境省令告示第8-2号「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」に基づいています。

(1) 終生飼育をしましょう

終生飼育とは、猫の寿命が尽きるまで面倒を見ることをいいます。猫の寿命は長い場合は15年以上になりますが、人間と同様、年を取ってくると体の機能が低下し介護が必要になるかもしれません。本当に最期まで猫の面倒を見ることが出来るのか、家庭環境などもしっかり考えてから飼うようにしましょう。

また、飼い始めた猫を、途中で捨てることは動物愛護管理法違反になります。どうしても飼育することが出来なくなった場合は、新しい飼い主をさがすようにしましょう。

猫殺処分数



(2) 屋内飼育に努めましょう。

猫は、屋内でも環境を整えてやれば十分に暮らすことができます。

屋内で飼育すれば交通事故や病気のほか、行方不明になることを防ぐことができ、また鳴き声やふん尿などで隣近所に迷惑をかけることもありません。「そと猫」を「うち猫」にかえていくようにしましょう。

屋内飼育のポイント

- ◇ 飼い始めから外に出さないようにする。
- ◇ 不妊去勢手術をする。
- ◇ 専用のトイレ・ツメとぎなどを設置する。
- ◇ 猫の「遊び」の要求に出来るだけ応える。遊び道具を与える。
- ◇ 垂直運動のできる立体的な場所を確保する。
- ◇ 危険物（電気コードや食中毒の原因になる観葉植物など）を置かない。
- ◇ ガラス窓越しなど、日光浴の出来る場所を確保する。

(3) 不妊去勢手術をしましょう。

猫は生後半年程度で最初の発情が来ます。やむを得ない事情により屋外で生活する「そと猫」には、必ず不妊去勢手術を行い、飼い主のいない不幸な猫の繁殖を防いでください。また、最初の発情が来る前に不妊去勢手術をすれば、オス・メスともに発情期の鳴き声やスプレー（自分のなわばりを示すことなどを目的として、壁などに尿を吹き付ける行動）などの問題行動が抑えられ、また泌尿生殖器系の病気の予防にもなり、屋内飼育もしやすくなります。

不妊去勢手術の費用

オス 1万～3万円程度 メス 2万～4万円程度
(平均的な目安です。詳細は動物病院にお尋ねください。)

(4) トイレのしつけを行い、ご近所への迷惑防止に努めましょう。

トイレのしつけがされていない「そと猫」は、公共の場所や他人の土地にふん尿をして迷惑をかけているかもしれません。

猫は自分のふん尿を一定の場所に埋める性質がありますので、市販のトイレ砂などを用いて自宅にトイレを設置すれば、簡単にトイレのしつけをすることができます。

また、毎日のふん尿の状態を確認することは、猫の体調管理にも役立ちます。

トイレのしつけ方

猫は、やわらかい砂地や、それに似た場所で好んで排泄します。市販のプラスチック製トイレなどに、猫用のトイレ砂を入れておき、部屋の隅など猫が落ち着ける場所に置いておきます。

猫が排泄をしようとするときは、その場所で

- ①においを嗅ぐ
- ②前足で掻き分ける
- ③しゃがむ姿勢をとる

などの一連の動作を行います。これらの動作を始めたならトイレに連れて行き、排泄することを繰り返し覚えさせます。

ふんから得られる情報

ふんの状態を見ることで、毎日の猫の体調を判断することができます。下痢や血便をしている場合は、ウイルスなどの感染症や消化管内の寄生虫、ストレスなどが考えられます。

(5) 身元の表示をしましょう。

猫が迷子になるのを防止するために、飼い主の身元を表示することが大切です。マイクロチップを装着しておけば、名札が外れたときや、災害時に保護された場合でも確実に飼い主がわかります。個体識別は飼い主が自分の飼い猫の行動に責任を持つ意味でも必要です。

マイクロチップとは

マイクロチップとは、直径2ミリ、長さ数12ミリのガラス管の中に、固有の番号が登録されています。動物の皮下に埋め込むため、脱落や破損の恐れがありません。マイクロチップを装着していれば、迷子、事故、災害時や盗難の際の身元確認が確実に行なえます。マイクロチップの番号読み取り機は、動物愛護センターのほか、動物病院などに設置しています。

(6) 猫について正確な知識を持ちましょう。

猫の本能、習性、行動などを正しく理解し学びましょう。例えば、猫は新陳代謝を促進するために、また気分の変化により爪とぎをします。「そと猫」がご近所の車のタイヤや、庭木を引っ掻いていたら、嫌われてしまいます。猫がお気に入りの爪とぎを自宅の適切な場所に設置しましょう。

猫の習性（犬との違いなど）

◇行動範囲

犬に比べ、はるかに行動半径が小さく、うち猫なら自宅とその周辺程度です。ただし、去勢されていないオスのそと猫では、メスの行動範囲（約500m四方）の数倍から10倍程度の行動範囲を持つと言われています。

◇社会生活

犬のようなボス中心の順位性社会とは異なり、上下関係が穏やかな社会を作っています。

◇食性

犬に比べ、一度にたくさんのエサを食べることができません。

◇捕食性行動

目の前で不意に動くものに飛びかかり、前足でおさえつけます。

◇グルーミング

頻繁に自分のからだをなめて、前足で顔をこすります。

(7) 健康管理に気をつけましょう。

猫ノミなどの寄生虫や、感染症などの病気予防に努め、異常がある場合はできるだけ早く獣医師に相談しましょう。

猫の病気

◇ワクチンで予防できるウイルス性感染症

猫パルボウイルス感染症（猫伝染性腸炎）

猫ウイルス性鼻気管炎

猫カリシウイルス感染症

猫白血病ウイルス感染症（FeLV）

◇ワクチンのないウイルス性感染症

猫伝染性腹膜炎（FIP）

猫免疫不全ウイルス感染症（FIV）

5 地域猫の世話をする方（または地域）の心構え

基本的な心構えは、猫の飼い主の場合と同じですが、地域猫の世話をする場合は次のことにも留意しましょう。

(1) 不妊去勢手術をしましょう。

屋外で生活する猫は、屋内で飼育されている猫に比べ、不特定多数の猫と接触します。不幸な子猫の繁殖を防いだり、発情期の鳴き声やスプレーなどの問題行動を抑えるだけでなく、他の猫との接触による感染症を防ぐためにも、不妊去勢手術は大切です。

(2) 周辺住民の理解を得ましょう。

特定の飼い主のいない猫がその地域で生活するためには、周辺住民の理解が不可欠です。

活動の趣旨や内容、世話をしている猫について周辺住民に具体的に説明するほか、率先して町内の環境美化運動に取り組むなどして地域の理解を得ましょう。

また、ひとりでは負担が大きいため、できるだけ仲間を集めて役割を分担しながら活動することが大切です。

代表者を決めて責任の所在を明らかにすることも必要です。

(3) エサの適切な管理をしましょう。

エサは、世話をする人の自宅または周辺住民の理解が得られる場所で、時間を決め、世話をする猫に応じた適切な量を与えましょう。また食べ残しのエサはすぐに片づけて、置きエサはしないようにしましょう。カラスがきたり、ハエ、ゴキブリなどの害虫発生や悪臭の原因になります。

エサのあたえ方

- ◇ エサを与える場所を話し合いで決め、できる限り同じ時間に、エサを与えるようにします。（エサの回数は、猫の年齢や発育状況によって異なりますが、健康な成猫なら1日1回でも大丈夫です。）。きれいな飲み水も与えましょう。

- ◇ 猫が食べ終わったら、残りのエサを片づけてきれいにしてください。
- ◇ 猫は肉食動物です。人のように様々な食べ物から栄養をつけるという体の仕組みをしていません。猫の食事として最も優れているのは、「総合栄養食」であるキャットフードです。
- ◇ 中毒の原因となるタマネギなどのねぎ類や、消化管を傷付ける恐れのある鶏の骨、魚の骨などは与えないようにしましょう。

エサの量

体重あたりの量を基本に、年齢や体重の変化、ふんの状態や体調などを考慮しながら調整しましょう。市販のキャットフードの表示の目安にしたり、獣医師に相談しても良いでしょう。

(例：3～4kgの成猫では、ドライフードでおよそ70g/日)

(4) トイレの適切な管理をしましょう。

排泄場所として、自宅または周辺住民の理解の得られる場所に猫用トイレを設置し、きちんと管理しましょう。

トイレの世話をしている猫の数と同等以上の個数を用意し、適正な設置場所(「トイレの作り方」参照)などを考慮しましょう。また、猫の行動範囲を広く点検し、猫のふん以外の物(犬のふん、空き缶、ゴミ等)も積極的に片づけるなど、周辺地域の環境美化に努めましょう。

トイレの作り方

- ・ なるべく雨のかからない乾いた場所を選びます。
- ・ 砂や土を少し盛り上げるようにしておきます。
- ・ 板などを立てかけて、廻りから見えないようにして下さい。
- ・ エサ場から少しはなれたところに、トイレを設けて下さい。
- ・ こまめにトイレの清掃をして下さい。
- ・ 市販のトイレの砂は、材質、粒の大きさなど様々です。最初は、いくつかの種類を試してみて、猫が気に入ったものを使いましょう。

(5) 「うち猫」として飼育してもらえぬ飼い主を探す努力をしましょう。

屋外で飼育されている以上、疾病の感染や不慮の事故などの危険性は避けられません。猫を屋内で飼育してもらえぬ新しい飼い主を見つけましょう。

(6) 猫による迷惑防止策について情報提供しましょう。

地域猫として一代限りの飼育を地域に認められたとしても、住民の中には、猫が嫌いな人やアレルギーなどで近寄れない人がいます。猫が家の敷地に入っていない方法（次項参照）などを情報提供しましょう。

猫が家の敷地に入っていない方法（実際には、難しいケースもありますが、効果があると思われる方法をあげています。）

- ◇ 猫が入れないように網やネットなどで侵入路を防ぎます。
- ◇ 猫の通り道、ふんをする場所に水をまいておきます。
- ◇ 市販の猫よけシート（特殊な突起のついたシート）を使って猫の侵入を防ぎます。
- ◇ 市販の猫専用忌避剤、酢または木酢液など散布します。
- ◇ 市販されている超音波発生器（センサーが猫をキャッチすると超音波を放射する機器：1万円程度）を使用して猫の侵入を防ぐ方法もあります。

(7) わからないことや困ったことがあれば相談しましょう。

地域猫活動を行う上で、困ったことや不都合なこと、また活動をはじめたいがどのようにすればよいのか分からない場合などは、福山市動物愛護センター、動物愛護団体、個人ボランティア等に相談して下さい。
病気に関しては広島県獣医師会福山支部に相談して下さい。

6 猫の問題解決のために福山市動物愛護センターで行っていること

(1) 市民全般に対する啓発

動物愛護のつどいや広報などにより、猫に対する愛護の精神と適正な飼育の普及啓発を行うとともに、猫問題を解決するために市や地域、各団体などが行っている取り組みを紹介するなど、猫に関する情報の提供を行っていきます。

(2) 地域猫モデル地区への支援

地域猫モデル地区を設定し、モデル地区全体にガイドラインの趣旨を啓発します。また、地域住民と地域猫の世話をする人たちが、実情に合わせて「地域ルール作り（例：ごみの出し方など）」を行うことを支援します。

(3) 動物取扱業者に対する指導

動物取扱業者に対して、猫の購入者へ適正な飼い方について十分説明を行うよう指導します。

福山市動物愛護センター

〒720-1143

福山市駅家町下山守 546 番地 1 4

電話 970-1201

E-mail/doubutsu-aigo-center@city.fukuyama.hiroshima.jp

参考資料

○猫由来の感染症（人畜共通感染症）

猫ひっかき病

猫にひっかかれたり、かまれたりして感染します。傷を受けてから数日後に発熱や傷口に近いリンパ節の腫れを起こします。人が感染してもほとんどの場合が軽症であり、多くの場合自然に治ります。

予防：猫は原因菌を持っていても無症状なので、猫の爪を定期的に切り、傷つけられないように注意しましょう。

パスツレラ病

パスツレラは、犬や猫の口の中にふつうに見られる細菌で、かまれたり、ひっかかれたりした場合に人に感染することがあります。通常は傷口が熱をもち、赤く腫れて痛みますが、腫れや痛みが傷口周囲に広がることはほとんどありません。

予防：犬や猫にかまれたり、ひっかかれたりしないように注意し、傷を受けた場合は、石けんでよく洗い消毒をします。過度のスキンシップは控えるようにしましょう。

トキソプラズマ病

トキソプラズマ病は原虫が原因で、猫が固有の宿主ですが、人や豚等も感受性を持っています。人が感染してもほとんどが無症状ですが、妊婦が初感染した場合、流産や胎児に障害を起こすことがまれにあります。

予防：猫のふんはすぐに片付けて、よく手を洗いましょう。また、定期的に犬、猫の検便、駆虫をしましょう。

犬猫回虫幼虫移行症またはトキソカラ症

犬や猫から排泄され、環境中で成熟した虫卵を経口的に摂取することで感染します。虫卵は腸内でふ化し、幼虫がまれに体内に移行し、様々な症状を引き起こします。

予防：幼児が砂場で遊んだ場合、動物をさわった後は手をよく洗いましょう。また、定期的に犬、猫の検便、駆虫をしましょう。

○猫の感染症

◇ワクチンで予防できるウイルス性感染症

猫パルボウイルス感染症（猫伝染性腸炎）

原因：猫のパルボウイルスの感染により発病し、造血機能を持つ骨髄が侵されるため白血球が極端に減少します。急速に衰弱し死に至る事もある恐ろしい病気です。

症状：発熱、食欲消失、嘔吐、下痢等が主な症状です。その他、脱水症状も出て、体力のない子猫は1日で死亡することもあります。

猫ウイルス性鼻気管炎

原因：ヘルペスウイルスI型の感染で起こる猫の風邪です。

症状：初期は発熱、食欲不振、鼻かぜ程度の軽い症状で、クシャミや結膜炎で涙が出たりしますが、症状が上気道（鼻腔、のど、気管）に進むと呼吸困難、気管支炎から肺炎を起こし、重体となります。特に生後6ヶ月未満の猫では症状が重く、時には死亡します。また妊娠中の猫の場合は流産することもあります。症状がなくなってもヘルペスウイルスは3週間程度ウイルスが残り、他の猫に感染させることがあります。

猫カリシウイルス感染症

原因：カリシウイルスの感染で起こる猫の風邪です。

症状：口内炎、舌炎がひどく、口の中の粘膜や下の先端に炎症性の水泡ができ、それが破れて潰瘍となります。熱が下がっても口内炎等のため、食欲不振が続き、脱水症状を起こすこともあります。症状がなくなっても、カリシウイルスは長期間ウイルスが残り、他の猫に感染させることがあります。

猫白血病ウイルス感染症（FeLV）

原因：ウイルス感染により、免疫不全を起こします。猫エイズ様疾患ともいわれています。この病気は、感染してから発病するまで長く潜伏するので、多くのウイルスをはいせつし、他の猫に感染させます。

症状：感染すると白血病になることもありますが、殆どは貧血、発熱、下痢、口内炎等に始まり、他の臓器に障害を起こします。また、免疫機能が低下し、他の感染症等の病気に掛りやすくなり、併発すると病状は悪化し、発病すると3～4年以内に死亡します。子猫ほど死亡率は高くなります。

◇ワクチンのないウイルス性感染症

猫伝染性腹膜炎（FIP）

原因：コロナウイルスの感染で起こる病気で、感染した猫の鼻の分泌物、尿を介して感染します。

症状：腹膜炎を起こし腹水がたまる他、胸腔の中にも水がたまることもあり、その他に発熱、食欲不振、痩せが目立ち、貧血、黄疸、下痢等で衰弱し死亡することもあります。また長期間の発熱、体重の減少により全身の臓器、中枢神経が侵させることもあります。

猫免疫不全ウイルス感染症（FIV）

原因：レトロウイルスの感染により、免疫不全を起こします。このウイルスが人間のエイズのウイルスと似ていることから、俗に猫エイズとも言われています。

症状：感染しても直ちに症状が出ることはなく、慢性の治りにくい口内炎、口内潰瘍、歯肉炎、歯肉の増殖、慢性の下痢、上気道感染症（鼻炎、風邪症候群）、リンパ節の腫れ、慢性皮膚炎、体重の減少等が徐々に現れてきます。

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抄）

平成 14 年環境省告示第 37 号

最終改正：平成 25 年環境省告示第 82 号

第 1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等をその命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という。）するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないよう責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化や飼養する動物の寿命等も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。
- 4 特に、家畜化されていない野生動物等については、本来その飼養及び保管のためには当該野生動物等の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡しが難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等から限定的であるべきこと及び適正な飼養には十分な経費等が必要であることを認識し、その飼養に先立ち慎重に検討すること。さらに、これらの動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入した場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚すること。

第 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬(は)虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵(かん)養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。
- (3) 管理者 情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物並びにその飼養及び保管のための施設を管理する者をいう。

第 3 共通基準

1 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な

運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌(えさ)及び水を給与すること。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは、動物の虐待となるおそれがあることを十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに、殴打、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。
- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等を、みだりに、排せつ物の堆積した施設又は他の動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養及び保管することは虐待となるおそれがあることを十分認識し、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。また、適切な管理を行うことができない場合、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

5 動物の輸送

所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全の確保並びに動物による事故の防止に努めること。

- (1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。
- (2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。
- (3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。

6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

- (1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。
- (2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

7 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに搜索し捕獲すること。

- (1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。
- (2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。
- (3) 逸走した場合に所有者の発見を容易にするため、マイクロチップを装着する等の所有明示をすること。

8 危害防止

所有者等は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれのある動物（以下「人に危害を加えるおそれのある家庭動物等」という。）を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

- (1) 飼養施設は、動物が逸走できない構造とすること。
- (2) 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。
- (3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。
- (4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施錠の実施状況や飛来物の堆積状況の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。
- (5) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。
- (6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合に

は、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講じること。

- (7) 所有者等は、特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置として譲渡先又は譲渡先を探すための体制を確保すること。

9 緊急時対策

所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、避難先における適正な管理が可能となるための移動用の容器、非常食の用意等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけ同行避難及びその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。
- 5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、法第22条の5の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。
- 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺的生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

第6 学校、福祉施設等における飼養及び保管

- 1 管理者は、学校、福祉施設等の利用者が動物の適切な飼養及び保管について正しい理解を得ることができるように努めること。
- 2 管理者は、動物の飼養及び保管の目的、学校、福祉施設等の立地及び施設の整備の状況並びに飼養又は保管に携わる者の飼養能力等の条件を考慮して、飼養及び保管する動物の種類及び数を選定すること。

- 3 異種又は複数の動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、その組合せを考慮した収容を行うこと。
- 4 管理者は、動物の所有者等としての責務を十分に自覚し、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努めること。
- 5 管理者は、学校、福祉施設等の休日等においても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。
- 6 管理者は、飼養及び保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者からみだりに食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないように、その予防のための措置を講じるよう努めること。
- 7 管理者は、地震、火災等の非常災害に際しても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。

第7 その他

所有者等は、動物の逸走、放し飼い等により、野生動物の捕食、在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じ、人と動物との共生に支障が生じることがないように十分な配慮を行うこと。

第8 準用

家庭動物等に該当しない犬又は猫については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

県動物愛護センターあり方検討会について

平成27年11月

広島県健康福祉局食品生活衛生課

1 要 旨

本県では、広島県動物愛護管理推進計画に基づいた各種施策に取り組み、犬猫の殺処分数削減に努めているところであり、さらに、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向け、今年度新たに「県動物愛護センターあり方検討会」を立ち上げた。

この検討会において、老朽化している施設の改修方法（「現状」、「現地建替え」又は「移転新築」）を含めて、県動物愛護センターのあり方を抜本的に検討し、これからの動物愛護センターのあるべき姿等を示した報告書を取りまとめた。

2 県動物愛護センターあり方検討会の開催状況

開催年月日	協議内容
第1回検討会 (7月9日)	<ul style="list-style-type: none">動物愛護センターに関する現状及び課題について事務局が説明これからの動物愛護センターのあり方について協議動物愛護センターの施設改修方法の委託調査について協議動物愛護センターに必要な施設について協議
第2回検討会 (8月20日)	<ul style="list-style-type: none">これからの動物愛護センターのあり方について（必要性、設置場所、実施する業務、共同設置・共同運営）協議動物愛護センターの施設改修方法の委託調査の結果について（委託業者説明）協議
第3回検討会 (10月14日)	<ul style="list-style-type: none">動物愛護センターあり方検討会報告書（案）（あるべき姿、実施すべき業務、業務実施主体、共同設置・共同運営、施設のあり方、設置場所）について協議

3 県動物愛護センターあり方検討会構成員

氏 名	所 属	備 考
福本幸夫	帝京科学大学元教授	座 長
岡崎哲夫	広島県議会議員	
伊藤真由美	広島県議会議員	
寺川康彦	公益社団法人広島県獣医師会専務理事	
宮崎 誠	公益社団法人日本愛玩動物協会広島県支所長	
藤井光子	広島県動物愛護センター所長	
積山 宝	広島県健康福祉局食品生活衛生課課長	

4 県動物愛護センターあり方検討会報告書の概要

検討事項	あり方検討会の考え方	
(1) あるべき姿	<p>■返還・譲渡が促進できる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「殺処分するための施設」から「生かすための施設」に生まれ変わる。 <p>■命のことを学べる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「動物愛護の普及啓発」を通じて「命の大切さ」を啓発していく拠点にする。 <p>■人が集まる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1頭でも多く譲渡するため、また、1人でも多くの方に命のことを学んでいただくため、明るくて楽しい雰囲気の人が集まる施設にする。 	
(2) 業務内容	<p>■殺処分・焼却施設は普及啓発施設と別施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・殺処分削減の観点から、新たに「炭酸ガス処分機」, 「焼却施設」は設置するべきではないと考える。 ・ただし、現状の殺処分頭数では、「炭酸ガス処分機」, 「焼却施設」は必要であるため、現施設のものを活用する。
(3) 業務実施主体	<p>■保護管理業務, 愛護業務は県で実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護管理業務（野犬捕獲, 犬猫引取, 返還, 苦情処理）は適正飼養等の指導（場合により措置命令）を伴うため民間委託には向かない。 ・密接に関連した愛護（譲渡, 普及啓発）と保護管理業務を一緒に行うことで, バランスのとれた適切な譲渡や普及啓発が可能である。 ・県全体の動物愛護を推進する動物愛護センターは「動物愛護の普及啓発」を通じて「命の大切さ」を啓発していく拠点として県が責任をもって運営するべきである。
(4) 共同設置・運営	<p>■課題が多く困難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発の連携については, 関係市との連携などを検討・協議する。
(5) 施設のあり方	<p>■施設のあり方について, ニーズ等を含めて, 引き続き調査検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護精神を県民に広く浸透させることや, 譲渡を促進し殺処分しないなどの目的を達成するための施設が望ましい。